

大和市人権指針

(令和8年改定)

大 和 市

はじめに



人は誰もがかけがえのない存在であり、自分らしく生きる権利「人権」を持っています。人権とは、すべての人が、生まれながらに持つ権利であり、互いを思いやり、尊重することによって守り合うものです。

本市は、あらゆる差別がなくすべての人が、互いの人権を尊重し合う社会の実現を目指し、平成18年3月に「大和市人権指針」を策定し、これまで、さまざまな人権啓発、人権教育及び人権施策を実施してまいりました。

平成28年には、生活困窮者や性的マイノリティの方など、時代の変化による新たな人権課題に対応するため、指針の改定を実施しました。

現在、スマートフォンやSNSの普及、各種ハラスメント行為に対する認識の変化に加え、「子ども基本法」の施行により子どもの権利についての理解が一層進んでいることなど、人権を取り巻く状況が刻々と変化しています。また、本市においても「大和市こもりびと支援条例」や「大和市犯罪被害者等支援条例」の制定など、人権を守るための取り組みを進めています。

こうした背景に鑑み、今後の人権施策の方向性を明確にし、現状の課題に的確に対応するため、この度の指針の改定に至りました。

本指針に基づき、「すべての人が自他の人権を尊重し、ともに生き、支え合う『わがまち大和』の実現」のため、市民の皆様と力を合わせて、人権にかかる施策に取り組んでまいります。

最後になりますが、この度の改定にあたり、ご尽力をいただいた「大和市人権指針改定検討委員会」の皆様にご心より感謝を申し上げます。

令和8年4月
大和市長 古谷田 力

目 次

I	大和市人権指針の改定にあたって	1
II	基本理念	2
III	人権尊重のための基本姿勢	4
IV	個別の人権課題	6
1	こどもの人権課題	7
2	高齢の方の人権課題	12
3	障がいのある方の人権課題	16
4	外国につながる方の人権課題	21
5	男女共同参画にかかると人権課題	25
6	同和問題	29
7	貧困等にかかると人権課題	31
8	保健・医療にかかると人権課題	33
9	インターネットにかかると人権課題	35
10	性的マイノリティの人権課題	37
11	自殺をめぐる人権課題	39
12	災害発生時の人権課題	41
13	さまざまな人権課題	44
	・ハラスメント	44
	・ひきこもりや孤独・孤立	45
	・犯罪にかかると人権課題	46
	・拉致問題	47
	・ヘイトスピーチ	48

I 大和市人権指針の改定にあたって

背景

昭和22(1947)年5月3日に基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法が施行され、人権尊重の思想は広く国民に浸透し、また昭和23(1948)年12月10日の国連総会において、「世界人権宣言」が採択されて以降、世界中の人々が、幸福で平和に暮らせる社会の実現を目指した取り組みが行われていきます。

大和市は、平成14(2002)年に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」を受けて、平成18(2006)年3月に「大和市人権指針」を策定しました。本指針は、人権が尊重されるまちづくりを推進するための基本理念・基本姿勢および取り組みの方向性を示すものです。

大和市人権指針策定以降、平成28(2016)年の改定を経て、これまでさまざまな人権啓発、人権教育及び人権施策を行ってきましたが、私たちを取り巻く社会環境が急速に変化し、価値観やライフスタイルが多様化する中で、新たな人権課題にも取り組んでいく必要が生じています。

このため、地域のつながりを重視し、一人ひとりの人権を尊重したまちづくりを推進していくため、現状の人権課題を整理し、長期的な展望の中で、今後の取り組みの方向性を明らかにするために改定しました。

位置づけ

大和市人権指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定されている地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発に関する施策の一環として位置づけます。

本指針は、市民一人ひとりがお互いに人権を尊重し合っているまちづくりを推進していくための基本理念や基本姿勢であり、人権課題に対する取り組みの方向性を明らかにするものです。

あらゆる差別がなくすべての人が、互いの人権を尊重し合っている社会の実現に向け、指針の趣旨や取り組みの方向性を踏まえて、人権施策を総合的に推進していきます。

Ⅱ 基本理念

すべての人が自他の人権を尊重し、
ともに生き、支え合う
『わがまち大和』の実現を目指します。

1 すべての人の人権が尊重される地域社会の実現を目指します

◎「すべての人」とは…

大和市内に「住む人」「働く人」「学ぶ人」「活動する人」「営む人」など、大和市内に集うすべての人を指します。

国籍、民族、性別、年齢などの違いがあっても、それぞれの人の人権が尊重される地域社会の実現を目指します。

2 すべての人にとって、「自らの権利を知り主張する」とことと、「他者の権利を知り尊重する」ことが両立した地域社会の実現を目指します

◎「自他の人権を尊重する」とは…

すべての人は、一人ひとり、多様な価値観をもち、豊かな個性を持ったかけがえのない存在です。そして、誰もが、それぞれの価値観が尊重され、個性を発揮できることを求め、「自分を大切にしてほしい、尊重してほしい」と考えています。

すべての人が、自らを大切にし、自分らしく生きることと同様に、他者の人権を大切に思う心を持ち行動ができる地域社会の実現を目指します。

3 すべての人がともに生きる存在として尊重される地域社会の実現を目指します

◎「ともに生きる」とは…

大和市には、さまざまな人々が生活していますが、そのすべての人の人権が等しく守られているとはいえません。子ども、高齢の方、障がいのある方、外国につながる方など、置かれている立場によって、本来、誰もが持つはずの人権が守られていないこともあります。ある一部の人々の権利を軽視し、排除する社会は、強い者だけが尊重される「弱くもろい社会」です。「強くしなやかな社会」は、さまざまな人々が、ともに生きる存在として尊重し合うことで実現します。

4 大和市に集うすべての人が、互いに支え合う地域社会の実現を目指します

◎「支え合う」とは…

今日の地域社会は、人口減少、経済的格差の拡大、高齢化の加速等のさまざまな社会状況の変化により、人と人とのつながりを保つことが困難になりつつあります。

また、続発する自然災害からの復興に際しては、地域社会における絆が重要視されています。

このような課題を解決するために、市民、企業、NPO等と行政が連携・協力して、本市に集うすべての人が、互いに支え合う地域社会の実現を目指します。

5 すべての人の自治による『わがまち大和』の実現を目指します

◎「すべての人の自治による『わがまち大和』の実現」とは…

「大和市」という名称には、「大きく和する」という願いが込められています。「大きく和する」とは、一人ひとりの人権が保障された地域社会の姿を意味しています。すべての人は、一人ひとりの人権が守られ、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を求めています。地域社会の主役は、一人ひとりです。すべての人の人権が保障されるまちづくりの原動力は、一人ひとりの主体的な活動にほかなりません。

すべての人による自治は、人権が保障され、安全で安心して暮らせる『わがまち大和』をつくりあげるための前提となります。

Ⅲ 人権尊重のための基本姿勢

取り組みの基本的視点

大和市では、次の基本的視点に留意し、人権尊重のための施策に取り組みます。

【緊急性】

その人権課題は、生命・財産の安全の確保のため、猶予なく緊急に取り組むべき課題ではないか。

【複合性】

その人権課題は、人権課題が複合的に発生している状況ではないか。また、その課題の解決にあたり、単一の部局では対応できず、多部局に関わる課題となっている場合やNPO、民間事業者等との協働が求められるものではないか。

【地域社会との関係性】

その人権課題は、地域社会の中でどう位置づけられているか。地域社会における孤立、摩擦、社会的排除等、地域社会での課題の捉えられ方等について、留意する。

人権施策推進に向けた取り組み

(1) 大和市の役割と取り組み

人権が尊重される社会の実現のため、市の役割は重要であり、市は積極的に人権施策に取り組む必要があります。

大和市は、さまざまな施策の計画、方針やサービスの提供において、すべての人の人権に配慮し、人権が尊重されているか常に留意し、施策の見直しを図ります。

人権施策に係る基本的な方針の策定・推進に関することを所掌する大和市人権施策推進会議を設置し、庁内各課の施策が人権指針の方向性に沿ったものであるかどうかの検証を行い、人権施策を推進します。

(2) 人権啓発の推進

大和市の職員一人ひとりが人権感覚を身につけ、指針の基本理念に基づいて職務を行うよう、毎年新採用研修の中で人権研修を実施します。

また、人権に関する啓発として講演会やパネル展等を積極的に行い、大和に集うすべての人の人権意識の向上を図ります。

(3) 人権教育の推進

学校教育、生涯教育等のさまざまな教育の場面において、人権に関する積極的な取り組みが求められています。人権教育では、単に人権の歴史や内容等を知ることのみならず、それぞれの立場に応じた社会的責任を果たしつつ、自らの権利を行使することができる人材の育成を目指します。

(4) 相談から対応までの総合的な体制づくり

さまざまな人権課題に対応していくため、人権相談窓口を設けるのみならず、相談・調査・救済などを含め総合的に対応できる体制が求められています。人権課題は複合的に発生しており、解決には単一の行政部局のみでは困難な場合もあります。部局を超えた横断的な取り組みや人権擁護委員会との連携を更に推進するほか、NPO、民間事業者等との協働によって切れ目のない対応を図ります。

(5) 互いに支え合う地域社会の実現

人権の尊重は、行政だけにゆだねられるものではありません。何より、権利の主体である本市に集うすべての人の主体的な取り組みなくしては、人権が十分に尊重される社会は築けません。人権が尊重され、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりには、行政、地域、個人、NPO、民間事業者等による主体的な取り組みと支え合いが欠かせません。

本市に集うすべての人が、人権を尊重する社会の実現に向けて積極的な努力を重ね、支え合うことにより地域社会の「つながり」の構築を図ります。

Ⅳ 個別の人権課題

人権は、国籍、民族、性別、年齢などの違いがあっても、すべての人に保障されるものです。しかし、日々の生活の中で不利益を受けやすい人々も存在しています。

ここでは、こども、高齢の方、障がいのある方、外国につながる方、男女共同参画、同和問題などの以下に示す人権課題を個別に取り上げ、それぞれについて現状と課題を整理し、今後の主な取り組みの方向性を示します。

- 1 こどもの人権課題
- 2 高齢の方の人権課題
- 3 障がいのある方の人権課題
- 4 外国につながる方の人権課題
- 5 男女共同参画にかかる人権課題
- 6 同和問題
- 7 貧困等にかかる人権課題
- 8 保健・医療にかかる人権課題
- 9 インターネットにかかる人権課題
- 10 性的マイノリティの人権課題
- 11 自殺をめぐる人権課題
- 12 災害発生時の人権課題
- 13 さまざまな人権課題
 - ・ ハラスメント
 - ・ ひきこもりや孤独・孤立
 - ・ 犯罪にかかる人権課題
 - ・ 拉致問題
 - ・ ヘイトスピーチ

1 こどもの人権課題

次世代を担う子どもたちが豊かなところで個性を伸ばし、幸せな生活を送ることが私たちの共通の願いです。しかし、現実には、子どもへの虐待やいじめ等が深刻な社会問題になっています。また、ひきこもり等に対する理解不足も問題となっています。

こどもの人権が尊重される社会の実現に向け、すべてのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障されることを目的とした「こども基本法」が令和5（2023）年4月に施行されました。

大和市（以下「本市」という。）では、「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」等を踏まえ、令和7（2025）年3月に「大和市こども計画」を策定し、児童虐待や不登校、SNSに起因する被害、こどもの貧困、子育て家庭の孤立等、こどもを取り巻く諸課題への対応について、こども施策に関わる機関等と連携しながら進めています。

また、平成25（2013）年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「大和市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等の推進に取り組んでいます。

これからも、すべてのこどもが権利の主体として認められ、その権利が保障される地域社会づくりを推進します。

（1）こどもの権利擁護の推進

主な取り組み

- ・こどもの人権を尊重し、こどもの社会参画を推進するとともに、こどもの成長を見守る地域社会づくりをすすめて、こどもの居場所を提供します。また、こどもがさまざまな悩みを安心して相談できる環境の整備を推進します。

こどもは大人に従属する存在ではなく、人として自由に生きる権利を持っています。しかし一方で、こどもは成長の過程にある存在でもあります。こうしたこどもの特性を踏まえ、こどもの最善の利益を保障することは大人の責任です。「こども基本法」においても、こどもの最善の利益の優先は重要な原則として定められています。

子どもたちが人との関わりを豊かに育みながら、家庭、学校、地域社会で自分の居場所を自ら見つけることができる必要があります。また、こども自らが安心して相談できる場が必要です。

(2) 人権教育の推進

主な取り組み

- ・家庭、幼稚園・保育所、学校、地域等で、こども一人ひとりがお互いの個性を尊重し合う人権教育を推進します。

自他の権利を尊重する社会を実現するためには、家庭、幼稚園・保育所、学校、地域等での人権教育が欠かせません。そこでは「こどもの権利条約」などに示されるこどもは権利をもつ主体であることを伝えます。「こども基本法」においても、こどもの権利の尊重は重要な要素として位置づけられています。

あわせて、権利には義務や責任が伴うことや、ジェンダー等のお互いの個性を尊重し合うことについても、成長の段階に応じて教えます。

(3) 子育て支援の推進

主な取り組み

- ・保育サービスの整備を図るとともに、支援を必要とするこども・家庭への福祉サービスの充実を目指します。また、保育サービス、子育て支援センター等の各種の子育て支援策の周知と拡充に努め、地域と連携を図って、NPO、民間事業者等と協働で子育てを支援します。

子育てをする親の中には、子育てに関するさまざまな負担(経済的、身体的、心理的、仕事との両立等)を感じている人が多く、保育サービスを必要とするこどもが増えています。

また、障がいのあるこどもやその親、ひとり親家庭などへの福祉サービスのさらなる充実が求められています。子育ての第一義的責任は親にありますが、一方で、地域住民、企業、行政等が一体となって、地域全体で子育てを支える仕組みが必要であり、NPOや民間事業者等との協働での子育て支援が重要です。

(4) こどもに対する虐待防止

主な取り組み

- ・児童虐待防止の積極的な取り組みや、虐待をしてしまった親へのケアを行うとともに、啓発等により、児童虐待のない地域づくりを目指します。

都市化・核家族化の進行により、子育ての情報や手助けを、家族や地域から受ける機会が減少し、孤独感や育児不安を抱える親が少なくありません。このような中、こどもに対する虐待が深刻な社会問題となっています。児童虐待は、しつけのためにはやむを得ないという考えが根強く、常態化しやすいことや、家庭内で起こるので潜在化しやすく、その発見と対応の難しさも挙げられています。

児童虐待はどの家庭でも起こる可能性があることから、地域の中で子育て世帯を支え合い、孤立した育児を防ぐことも重要です。(児童虐待等を発見した場合、市または児童相談所への通告が児童福祉法等によって義務付けられています。)

(5) いじめ、ひきこもり、不登校への対応

主な取り組み

- ・いじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解決のために、学校・家庭・地域社会との連携を図ります。また、ひきこもりや不登校について社会全体で受けとめ、相談・支援体制を充実します。

こどものいじめ、ひきこもり、不登校等が大きな課題となっています。いじめは深刻な人権侵害であり、また、ひきこもりや不登校に対する社会の理解は必ずしも十分ではなく、そのことがこどもたちをより追い詰める可能性も否定できません。いじめ、ひきこもり、不登校への十分な対応が必要です。

(6) こどもの安全を守る取り組みの推進

主な取り組み

- ・こどもの安全を守るため、社会環境浄化活動の一層の推進を図り、こどもへの情報モラル^{※1}教育を実施します。また、こどもの非行・犯罪の予防策の充実を図り、非行・犯罪等の過ちを犯したこどもに対して、罰則強化だけではなく、こどもの更生を支援する体制の整備に努め、犯罪等の被害にあったこどものケアや、こどもを性犯罪被害から守る取り組み、こどもに対する包括的性教育等をさらに充実します。

デジタル社会への移行に伴うインターネットやSNSの急速な普及によって、こどもが日常的に多様な情報に触れるようになっていきます。しかし、中には犯罪や薬物、著しく残虐・わいせつな内容などの有害な情報も含まれています。また、SNSの利用により、いじめや性被害、犯罪に巻き込まれるといった新たなリスクも顕在化しています。表現の自由に配慮しつつ、こどもの健全育成に相応しい、情報の管理・規制等が求められています。同時に、こども自身が有害情報や犯罪の誘惑に対して適切に対処できる力を身につけることも必要です。

また、喫煙・飲酒、薬物の乱用や暴力などのこどもの非行・犯罪を防止し、児童買春や児童ポルノ、痴漢などの性犯罪や連れ去り事件からこどもを守らなければいけません。

(7) 外国につながるこどもの権利の保障

主な取り組み

- ・教育、就労、医療、福祉等で外国につながる^{※2}こどもへの配慮を行います。
- ・教育においては、外国につながるこどもの母語・母国の文化等を大切にしながら、周りのこどもが理解を深め、互いに尊重することのできる環境を整備します。

本市には外国につながるこどもが多くいます。多様な人々がお互いに尊重して生活をするための環境整備が求められています。外国につながるこどもが、外国にルーツがあるという自己を確立するためには、自分のルーツの国の言語等を知り、自分のルーツに誇りを持つことができる機会が必要です。

※1 情報モラル：情報社会を歩んでいくためには、インターネット上の書き込み等による誹謗中傷、個人情報の流出などの危険を回避しなければなりません。これらの危険から自分を守る知識、正しい判断力、望ましい態度を身につけることを「情報モラルを身につける」としています。

※2 外国につながる：外国人の定住化によって、外国から来日する人だけでなく、日本生まれの外国人や国際結婚の親のこどもなど、多様な言語や文化の中で育つ人や、日本に帰化した人たち、二重国籍の人などを総称してこのように言います。

(8) 障がいのあるこどもの権利の保障

主な取り組み

- ・福祉、医療、教育などさまざまな側面から、障がいのあるこどもやその家族への支援を行います。
- ・こども一人ひとりの個性を尊重し、個に応じた教育を推進します。

障がいのあるなしに関わらず、良好な育成環境が提供されることが重要です。特に、障がいのあるこどもは、さまざまな支援が必要です。また、発達に不安のあるこどもや、配慮の必要なこども一人ひとりに応じた支援も課題となっています。さらに、障がいのあるこどもを持つ家族への支援も求められています。

(9) こどもの貧困対策

主な取り組み

- ・こどもの貧困対策に関する支援の拡充、庁内体制の強化を行います。

こどもたちの未来や可能性はこども自身の責任によるものではないことから、生まれ育った環境等によって損なわれてしまうようなことは、決してあってはなりません。すべてのこどもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、こどもの貧困対策に総合的に取り組むことが求められています。

(10) ヤングケアラーへの対応

主な取り組み

- ・ヤングケアラーについての周知啓発、関係機関と連携した見守りや相談支援を行います。

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている責任や負担が重い家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことです。こうしたこどもたちは、責任や負担を過度に強いられることによって、やりたいことができないなど、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であることなどから、その存在が周囲に気づかれないことが多いため、一人で悩みを抱え、孤独になりがちなヤングケアラーに周囲の人たちが気付き、寄り添うことが大切です。

2 高齢の方の人権課題

超高齢社会の到来により、一人暮らしの方や介護を必要とする方が増加しており、地域での見守りや支え合い、介護サービスの拡充と質の向上が求められています。

このような実情を踏まえ、本市では、3年ごとに「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、心身ともに健康な高齢の方も、身体機能が低下して、誰かの支援や介護を必要とする高齢の方も、誰もが住み慣れた地域で、孤立することなく、安心して自分らしく充実した毎日を送れるまちづくりを推進します。

(1) 高齢の方の権利擁護の推進

主な取り組み

- ・年齢だけでその人の可能性を狭めるような、年齢による差別をなくし、年齢に関わらず社会のあらゆる場での活躍を支援する地域づくりを推進します。
- ・地域に生活する人々の世代を超えた交流を促進し、気軽に声を掛け合うことのできる地域社会の構築を推進します。

人生100年時代と言われている今日、誰もが生涯現役として、自ら選択し自分らしい生活を送り、活躍できる社会が求められています。また、豊富な知識と経験を有し、地域社会の発展に寄与してきた高齢の方と、他の世代との交流が図られる地域づくりが求められています。

(2) 高齢の方の雇用・就労

主な取り組み

- ・シルバー人材センターの運営や、地域でのボランティア活動、NPO活動等に参加する方を支援します。

慢性的な人手不足や定年延長など、高齢の方の雇用環境は著しく変化しており、さまざまな働き方への対応が必要とされています。

高齢の方の雇用には、体力・体調面での不安やデジタル化への対応、賃金の低下等の懸念もありますが、長年の経験による知識や専門技術をもち、就労意欲もある高齢の方を地域や地域住民のために活用できる環境を整えることで、地域の活性化や高齢の方自身の生きがいにつながるような活動の場や機会の提供が求められています。

(3) 在宅介護者への支援

主な取り組み

- ・介護者の心身の負担を軽減するため、介護者教室や介護者交流会、認知症カフェなどを開催します。
- ・さまざまな機会を捉えて支援制度の周知を行うとともに、市民が相談しやすい環境づくりとして、相談体制の充実を図ります。

介護者が、介護についての知識や技術を学んだり、負担や悩みの解消のために、同じような立場の介護者と交流したりする機会を設けることも必要です。

相談しやすい体制の充実と介護保険制度を始めとする、さまざまな支援制度の周知を行う必要があります。

(4) 介護サービスの充実

主な取り組み

- ・介護が必要になったときに、速やかに介護サービスが利用できるよう、介護保険制度の普及に努めるとともに、今後、需要の増加が見込まれることから、介護サービスの拡充を図ります。
- ・一人ひとりが安心して利用できるよう、介護サービスの質の向上に努めます。

加齢に伴って身体能力が低下し、誰かの支援や介護が必要となっても、高齢の方一人ひとりが尊厳を保持しながら、その方の有する能力に応じて自立した日常生活を営むためには、介護保険制度を正しく理解して利用するとともに、一人ひとりの状況に応じた介護サービスを提供することが必要です。

(5) 認知症の人が安心して生活できる地域づくり

主な取り組み

- ・認知症に対する正しい理解の普及を図り、地域での見守りの体制整備などを推進します。
- ・認知症専門医と医療・介護の専門職のチームの設置、認知症の人とその家族への支援を行います。

認知症の高齢の方が増えており、認知症の方やその家族が安心して暮らせるまちづくりが求められています。そのためには、認知症に対する正しい理解の普及、地域での見守り等による早期発見や、専門医らによる認知症初期集中支援チームによる早期対応等が必要です。

(6) 高齢の方に対する虐待防止

主な取り組み

- ・高齢の方の医療や介護に携わる関係者と、地域が連携し、虐待防止ネットワークの構築を推進するとともに、虐待に気づいた場合にすぐに相談できる窓口の周知を図ります。また、虐待が発生した場合は、虐待を受けた高齢の方の保護を行うとともに、虐待をしてしまった介護者をケアします。

介護者による「高齢者虐待」、とりわけ認知症の高齢の方に対する虐待が増えています。「高齢者虐待」は、高齢の方の尊厳を侵す重大な人権侵害行為です。

(7) 高齢の方の暮らしやすいまちづくり・住まいへの支援

主な取り組み

- ・バリアフリー化のための住宅改修の支援、高齢を理由として入居を拒まれない賃貸住宅の確保、サービス付き高齢者向け住宅の情報提供や高齢の方が入居できる賃貸住宅、不動産協力店の紹介を行います。
- ・高齢の方の社会参加を支援するために、すべての人が利用しやすい、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

高齢の方は、高齢を理由としてアパートの入居を拒まれることがあります。また、高齢の方が住み慣れた自宅で生活するためには、手すりの取り付けや、車椅子で生活ができる住まいのバリアフリー化が必要です。



(8) 高齢の方の消費者被害・詐欺被害防止等に向けた取り組み

主な取り組み

- ・成年後見制度^{※3}や日常生活自立支援事業（大和あんしんセンター）などの積極的活用を促進し、消費者保護のために関係機関と連携して相談・対応に努めます。
- ・高齢の方とその家族が犯罪にあわない安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。

悪徳商法や詐欺などの消費者被害、フィッシング詐欺やワンクリック詐欺などのインターネットを通じた詐欺、振り込め詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺といった、高齢の方を狙った犯罪の防止が課題となっています。

高齢の方の安全や財産が脅かされないことがないよう、家族や地域のサポートをはじめとする相談・対応の強化が求められています。

(9) 外国につながる高齢の方の権利の保障

主な取り組み

- ・高齢の方へ向けた情報について、多言語や、「やさしい日本語^{※4}」での情報提供に努めます。
- ・外国につながる方や高齢の方の困りごとについて地域での理解を促し、相談・対応に努めます。

超高齢社会の到来に伴い、外国につながる方の高齢化も進んでいます。外国につながる高齢の方は、高齢による不自由さに加え、言葉が不自由であることで、福祉などの情報が届きにくくなったり、就労が困難になったりといった状況に置かれることがあります。

外国につながる高齢の方が安心して暮らせるよう、地域でのつながりを深め、必要な情報を伝える取り組みが必要です。

※3 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人は、財産の管理や契約等の法律行為を行う際に自分で判断することが難しい場合があります。こうした人について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、本人の自発的意思を尊重しながら、財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。本市は、「大和市地域福祉計画」において、「成年後見制度利用促進に関する基本方針」を定めています。

※4 やさしい日本語：普段話される日本語よりも簡単で、外国語を話す人もわかりやすい日本語のことです。たとえば、「今朝（けさ）」が分からなくても、「今日（きょう）の朝（あさ）」であると伝わる場合があります。

3 障がいのある方の人権課題

平成18(2006)年12月、「障害者の権利に関する条約」が国連で採択されました。平成19(2007)年9月、日本も同条約に署名し、条約批准に向けて、法令等の整備等を推進していくことになりました。

平成23(2011)年8月「障害者基本法」の改正、平成25(2013)年6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立など、さまざまな法令等が整備され、平成26(2014)年1月に、日本も「障害者の権利に関する条約」を批准しました。これらの法令等により、障がいによる差別や偏見をなくし、障がいのある方が孤立することなく、すべての人がともに生きる意識づくりや社会環境の整備が推進されています。

本市では、「大和市障がい者福祉計画」を策定して、個別化・多様化している障がいのある方のニーズに的確に応え、地域で安心して生活できるように、さまざまな障がい福祉施策を推進しています。

(1) 障がいのある方の権利擁護の推進

主な取り組み

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づいた市職員対応規程の策定をはじめ市民への普及啓発に努め、障がいのある方への差別や偏見をなくし、互いの人権を尊重し合う地域社会の実現を目指します。
- ・障がいのある当事者の視点を重視し、障がいがあっても安心して生活ができるよう努め、地域による障がい者団体の活動支援等、障がいのある方と地域との関わり合いを深める取り組みを推進します。
- ・地域福祉権利擁護事業、成年後見制度、福祉サービス苦情解決制度、第三者評価等を普及させ、福祉オンブズマンの導入に努めます。

障がいのある方の中には、自己の権利に対する主張、自己決定などが難しい人もおり、社会での活動を制約されることがあります。障がいのある方への取り組みにおいては、当事者の視点を重視することが大切です。

障がいのある方一人ひとりが尊厳を持って、家庭や地域の中で、地域との交流を図りながら、その人らしく安心して生活ができるように支援していくことが求められています。

(2) 障がいについての理解の普及

主な取り組み

- ・多様な障がい特性や困りごとなどを理解し、障がいのある方に対する手助けや配慮を实践する「あいサポート運動」、不当な差別の禁止や、合理的配慮^{※5}などへの理解促進を目的とした講演会を実施するなど、障がいのある方への理解を深めるために、あらゆる機会や手段を利用し、すべての人に情報提供と障がいのある方との交流の場の提供を行い、障がいの特性等を正しく理解し、支援がしやすくなるよう取り組みます。

障がいがある人もない人も、お互いの生き方や人権を尊重し、差別や偏見のない地域社会をつくっていくことが大切です。

(3) 教育の場での理解の推進

主な取り組み

- ・障がいは特別なものではなく、人間の個性の一つであるという教育を行います。
- ・インクルーシブ教育^{※6}の理念のもと、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援や専門教育の実施とともに、小中学校の通常学級との交流を図り、発達障がい等への対応を図るよう努めます。

障がいに関する医学等の進歩により、障がいの概念が多様化・拡大化しています。自閉症スペクトラム（高機能自閉症やアスペルガー症候群、学習障がい（LD）、注意欠如多動性障がい（ADHD）等）をはじめ、高次脳機能障がい等、国の法律等の規定にとらわれることなく、率先してサービスを提供することが求められています。

ともに生きる意識の向上を図るためには、幼児期や学校教育期の中で、ともに学び、ともに過ごす場や機会を広げていく必要があります。

※5 合理的配慮：障がいのある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、配慮する側にとって負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

※6 インクルーシブ教育：障がいのあるなしにかかわらず、できるだけすべてのこどもが同じ場で共に学び共に育つために、こども一人ひとりのニーズにあった適切な教育的支援を、通常の学級等において行う教育のことをいいます。

(4) 医療・福祉サービスの充実

主な取り組み

- ・医療と福祉の連携をさらに強化することにより、障がいのある方が利用しやすい医療機関の拡大を目指します。
- ・必要なサービス量の確保やサービスの質の向上、グループホーム等への支援と在宅福祉サービスの充実など、地域生活を送るために利用しやすい障がい福祉サービス等の充実を図ります。

障がいのある方が受診しやすい医療機関の確保や専門的に診察できる医師の配置が望まれ、医療従事者へのさまざまな障がいへの理解も求められています。

また、障がいの重度化、重複化、障がいのある方及びその介護者の高齢化等が進む中、障がい福祉サービスにおいては、さらにその拡充が求められています。障がいがある方であっても、地域で安心して生活できるように支える取り組みが必要とされています。

(5) 障がいのある方の家族や介護者への支援の充実

主な取り組み

- ・障がいのある方を支える家族等への支援の充実を図ります。
- ・総合的に相談できる窓口として、「なんでも・そうだん・やまと」を設置し、気軽に相談できる体制を整え、対応します。

障がいのある方へのサポートはもちろんのこと、障がいのある方を支える家族や介護者への支援が求められています。障がいのある方の高齢化に対応するとともに、障がいのある方を支える家族等の高齢化への対応や、親なき後のサポート体制も必要です。障がいのある方やその家族、地域住民などが、障がい児者の各種サービス（保健・福祉、医療、教育、就労、年金・手当、移動、居住環境整備等）について総合的に相談できる窓口を設置することが求められています。

(6) 障がいのある方に対する虐待防止

主な取り組み

- ・障がいのある方に対する虐待防止のための普及啓発や相談体制の充実、関係機関の組織化などを図ります。
- ・障がいのある方に対する虐待が発生した場合には、ケースワーカーや虐待防止センター職員などによる個別の対応により、必要な措置を講じます。

障がいのある方に対する障害者福祉施設での身体的虐待や性的虐待、金銭の搾取、就労先での賃金未払い等の重大な事件が社会問題になっていますが、これは、障がいのある方の尊厳を侵す重大な人権侵害行為です。また、虐待予防のため、不安を抱えている障がいのある方の家族へのサポートも求められています。

(7) 障がいのある方の経済的自立支援・就労支援

主な取り組み

- ・障がいのある方の就労施策の充実を図り経済的な自立を促進します。
- ・障がい者就労施設等の受注の機会を確保するため、就労施設等からの物品等の優先調達に努めていきます。
- ・障がいのある方の職業訓練の拡充、企業への障がい者雇用拡大に向けた働きかけを行います。また、就職後のフォローアップ等の継続的支援を図ります。

障がいのある方の経済的自立を促進するために、一般企業等への障がい者雇用を一層進めることが必要です。障がいのある方は一般企業等で就労が困難な状況にあり、福祉的就労の場においての賃金を引き上げることによる収入の確保や、さまざまな就労の支援が必要です。

(8) 障がいのある方の暮らしやすいまちづくり・住まいへの支援

主な取り組み

- ・ハード面の整備とともに、移動等の際に妨げとなる違法駐輪の防止等の啓発を行います。
- ・障がいのある方が借りやすい賃貸住宅の情報提供、公営住宅の充実（バリアフリー化、入居要件の緩和等）、持ち家や賃貸住宅を問わず、あらゆる住宅のバリアフリー化へのサポート、グループホームの充実を目指します。

障がいのある方の移動や生活しやすさを配慮したバリアフリーはもちろんのこと、すべての人の使いやすさに配慮したユニバーサルデザインのまちづくりが求められています。また、障がいのある方の自立支援のためには、さまざまな住まいへの支援が必要です。

(9) 障がいのあるこどもの権利の保障【再掲】

主な取り組み

- ・福祉、医療、教育などさまざまな側面から、障がいのあるこどもやその家族への支援を行います。
- ・こども一人ひとりの個性を尊重し、個に応じた教育を推進します。

障がいのあるなしに関わらず、良好な育成環境が提供されることが重要です。特に、障がいのあるこどもは、さまざまな支援が必要です。また、発達に不安のあるこどもや、配慮の必要なこども一人ひとりに応じた支援も課題となっています。さらに、障がいのあるこどもを持つ家族への支援も求められています。

4 外国につながる方の人権課題

本市には、さまざまな国や地域にルーツを持つ多くの外国につながる方が暮らしています。外国につながる方が多いこと、及び、ルーツである国や地域の多様性が本市の特徴的な傾向となっています。

本市には、厚木基地があることに加え、昭和55（1980）年2月から平成10（1998）年まで、大和定住促進センターが南林間に設置されていたことから、ベトナム、ラオス、カンボジア出身の方が市内に多く暮らすようになりました。これらインドシナ難民の方々を、地域や学校で受け入れようと支援の手が差し伸べられ、地域レベルでの国際交流が盛んになりました。

このような中、本市は、平成4（1992）年7月に設立された公益財団法人大和市国際化協会と連携し、外国につながる方が孤立することなく、同じ地域に暮らす住民として共生・協働できる地域づくりを進め、互いの文化的違いを認め合ってともに生きる「多文化共生社会」の実現を目指しています。

（1）外国につながる方の権利擁護の推進

主な取り組み

- ・外国につながる方が差別を受けることなく、安全・安心な暮らしを確保するための総合的な人権保障に向けた取り組みを推進します。
- ・外国につながる方が気軽に意見を述べ、相談ができ、その困りごとなどを理解し、解決に取り組む地域づくりを推進します。また、多言語による総合相談体制の充実に努めます。

外国につながる方は、次のようなさまざまな困りごとを抱えています。

【日常生活】騒音、ゴミ出し等の地域社会のルールに関する情報の不足等

【住 ま い】住居や駐車場等の契約の難しさ等

【仕 事】労働条件の悪い職場での就労、賃金の未払い、職場での差別等

【医 療】自分の病状等を十分に伝えられない、医療費の問題等

【教 育】日本語の習得や学習の遅れ、アイデンティティー※⁷確立の困難さ、進学問題、教育費の問題等

【そ の 他】災害に関する知識の不足、地域での孤立、相談相手の不在等

これらの困りごとを解決していくために、外国につながる方が行政や地域の自治活動で積極的に意見を述べ、相談ができるような取り組みが必要です。

※⁷ アイデンティティー：自己同一性と訳され、自分は何者であるか、自分はどうすべきかなどを自分で認識する実感のこと。外国につながることもの中には、日本で生まれ育ち、ルーツの国の言語や文化を知らずに、アイデンティティーが確立しにくいことがあります。

(2) 多様な文化を認め合う地域社会づくり

主な取り組み

- ・地域、関係団体及び行政が連携して、すべての人が互いに認め合う地域づくりを推進します。
- ・次代を担う青少年を育成する観点から、豊かな国際感覚を持った人材を育成するための国際理解教育を推進します。

外国につながる方の中には、地域社会や職場、学校などで困難に直面している人もいます。こうした問題の根底には生活習慣や文化、宗教などの相違があり、そのことが外国につながる方への偏見や差別につながることもあります。

日本人市民を含めて個人それぞれに文化的な多様性がある中、互いに尊重し合うことのできる地域づくりが必要です。

(3) 言語、情報に関する支援の充実

主な取り組み

- ・日本語を学ぶことのできる環境を整備するとともに、多言語での情報提供に努めます。
- ・刊行物や案内表示、行政からの通知等については、多言語による記載、ルビふり、「やさしい日本語」での表記等の配慮を行います。

外国につながる方の生活上の困難において、言葉の問題は大きな要因と言えます。日本語能力の不足によりコミュニケーションを十分にとることができないため、地域での交流が乏しく、不利益を被ることもあります。

外国につながる方に対して、日本語を学ぶことのできる環境を整備したり、多言語で情報を発信したりすることも必要ですが、「やさしい日本語」を活用していくことも効果的です。

(4) 外国につながる女性への保護と支援

主な取り組み

- ・外国につながる女性のDV被害者等のための専門相談機関やNPO等との連携を図り、相談・保護・救済の体制を整備します。

コミュニケーション、生活習慣の相違、文化的背景、合法的な滞在を目的とした婚姻関係等に伴うトラブルから、外国につながる女性へのDV（ドメスティック・バイオレンス）※⁸被害等が発生しています。妊娠・出産の可能性があることから、男性に比べて就労機会が制限されることや、文化の違い等によって生活の中で不安や困難を経験することも考えられるため、それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。

(5) 外国につながる子どもの権利の保障【再掲】

主な取り組み

- ・教育、就労、医療、福祉等で、外国につながる子どもへの配慮を行います。
- ・教育においては、外国につながる子どもの母語・母国の文化等を大切にしながら、周りの子どもが理解を深め、互いに尊重することのできる環境を整備します。

本市には外国につながる子どもが多くいます。多様な人々がお互いに尊重して生活をするための環境整備が求められています。外国につながる子どもが、外国にルーツがあるという自己を確立するためには、自分のルーツの国の言語等を知り、自分のルーツに誇りを持つことができる機会が必要です。

※8 ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人等の身近な立場のパートナーから受けるさまざまな暴力行為を指します。身体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力（交友の制限など）、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さない）等も含まれます。被害者は女性が多いですが、男性の被害者も存在します。

(6) 外国につながる高齢の方の権利の保障【再掲】

主な取り組み

- ・高齢の方へ向けた情報について、多言語や、「やさしい日本語」での情報提供に努めます。
- ・外国につながる方や高齢の方の困りごとについて地域での理解を促し、相談・対応に努めます。

超高齢社会の到来に伴い、外国につながる方の高齢化も進んでいます。外国につながる高齢の方は、高齢による不自由さに加え、言葉が不自由であることで、福祉などの情報が届きにくくなったり、就労が困難になったりといった状況に置かれることがあります。外国につながる高齢の方が安心して暮らせるよう、地域でのつながりを深め、必要な情報を伝える取り組みが必要です。

(7) 非正規滞在者にかかる人道的な対応

主な取り組み

- ・非正規滞在者にかかる緊急的な措置については、人道的に対応します。

オーバーステイ等により非正規滞在となっている方は、法的には市民としての権利が受けられないことが前提となりますが、人権はすべての人に保障されるものであり、緊急的な措置等については人道的な対応が必要です。

(8) 外国につながる方に対する防災対策

主な取り組み

- ・外国につながる方が災害時の混乱下においても安心して行動できるよう、公益財団法人大和市国際化協会と連携し、「災害多言語支援センター」の設置や運営訓練、外国につながる方を含めた防災訓練等を行い、日ごろから災害に備えます。
- ・リーフレットや広域避難場所等の災害に関する表示板について、多言語や、「やさしい日本語」による、わかりやすい情報提供の充実に努めます。

外国につながる方は、言語や文化、生活習慣の違い、さらには、災害や避難に関する知識や経験、地域社会とのつながりの不足といった背景から、災害時に適切な情報の入手や避難行動が困難となる場合や、周囲の理解が得られずに孤立する場合が想定されます。日ごろから、外国につながる方とともに、災害に対する備えを進めておくことが必要です。

5 男女共同参画にかかると人権課題

「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」等の制定により、女性の人権保障や男女共同参画社会の実現に向けての法整備が進みました。本市では、「男女共同参画プラン」を策定してさまざまな取り組みを行っています。

しかし、性別による役割分担意識や無意識の思い込み、それに基づく社会制度・慣行が未だ根強く残っていることなどにより、我が国の男女共同参画は国際的に見ても遅れており、特に政治分野、経済分野において、その傾向が顕著です。家庭においても、女性が家事・育児・介護の担い手であり、男性は仕事を優先する傾向が高いといった性別役割分担意識がみられます。

こうした課題を解決し、性別によって差別され、役割を強制されることなく、すべての人がそれぞれの個性を生かし、能力を発揮することができる「男女共同参画社会」の実現が求められています。

(1) 男女共同参画社会の推進

主な取り組み

- ・男女共同参画における社会情勢の変化に対応できるよう調査・検討を行います。
- ・あらゆる場面において、地域と行政、NPO、民間事業者等が積極的に連携し、男女共同参画社会を推進します。
- ・女性が役員等、意思決定の場に参画しやすい環境づくりへの支援を行い、関係機関と連携し意識啓発を推進します。

多様な意思を政策・方針決定過程に反映するためには、あらゆる場面において、女性の参画の拡大が必要です。審議会や就労分野等において、女性が参画する割合を拡大するためにポジティブ・アクション^{※9}が必要です。

※9 ポジティブ・アクション：「積極的改善措置」のこと。さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定など。

(2) 慣行・意識の見直しに向けた啓発の推進

主な取り組み

- ・ 家庭・地域・学校・職場等のあらゆる場面において性別役割分担意識を見直し、教育機関・行政・企業・関係団体等が連携し、啓発を進めます。

家族形態の変化やライフスタイルの多様化が進む中、男女がともに責任を担う社会の構築を図るために、男性が主に働くことを前提とした世帯単位の社会制度等を、個人単位の制度へ見直すことや、家庭、地域、学校、職場等さまざまな場における慣行の見直し、個人の意識の変化が必要です。

(3) 性別にとらわれない教育の推進

主な取り組み

- ・ 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、自分の人生を主体的に考えることができるように、個性や能力を生かす職業観や生活観を育む教育を推進します。
- ・ からだと性について男女が互いに尊重し、責任ある行動が取れるよう学校や地域における健康教育と相談体制を充実させます。

次代を担う子どもたちが、性別にとらわれずに個性と能力を発揮できるよう育っていくことが大切であり、子どものころから男女共同参画の考え方や将来を見通した自己形成ができるよう、家庭、地域、学校、職場等が相互に連携して取り組むことが必要です。

(4) 仕事と家庭を両立するための環境整備

主な取り組み

- ・職場において、性別にとらわれず個人の意思や能力に応じて人材の配置・職務の分担が行われ、働く人が多様な働き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方やダイバーシティ^{※10}の啓発、経営上のメリット・必要性、具体的な取り組み方法についての情報や学ぶ機会を提供し、雇用する側と働く側の意識啓発に努めます。
- ・希望する育児や介護に係る休暇・休業制度等を安心して取得できるよう、職場環境の整備を図るとともに雇用側と働く側への啓発に努めます。
- ・働く男女の多様なニーズに対応できるよう保育施設等の充実に努めます。また、子育て総合窓口の役割を担う施設の充実に努めるとともに、保育所等の機能を活用して相談や情報の提供に努め、地域社会における子育て支援を行います。

仕事と生活の調和が大切であるとする考え方（ワーク・ライフ・バランス）が広まる一方で、共働き世帯であっても女性が家事・育児の多くを担うといった固定的な役割分担意識や、男性が育児に係る休暇を取りづらいという社会的風潮があります。男女ともに仕事と家庭の両立ができるよう、事業主と労働者への働きかけとそれをサポートする取り組み、そして安心して働き続けるため、子育てや介護などの相談がしやすい環境整備が必要です。

(5) あらゆる暴力とハラスメントの根絶

主な取り組み

- ・性別にかかわらず、あらゆる暴力の根絶のため情報収集・提供に努めます。
- ・DV被害者の安全確保並びに秘密保持を最優先するとともに、県や一時保護施設及び警察と連携し、迅速に保護します。
- ・セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等の防止のため、雇用する側と働く側への啓発・周知に努めます。

DV（ドメスティック・バイオレンス）や性的嫌がらせ（セクシュアルハラスメント）、マタニティハラスメント等は、社会が抱える大きな問題であり、女性が被害に遭いやすい傾向がありますが、男性の被害者も増加しています。被害根絶のため、DVやハラスメントについての認識を広め、被害者が一人で抱え込まないよう、その立場を考慮したきめ細かい支援の充実に努めます。

※10 ダイバーシティ：多様性のこと。性別、年齢、国籍、障がいのあるなしなどにかかわらず、多様な個性を互いに認め合い、活躍できる社会のあり方を意味します。

(6) 外国につながる女性への保護と支援【再掲】

主な取り組み

- ・外国につながる女性のDV被害者等のための専門相談機関やNPO等との連携を図り、相談・保護・救済の体制を整備します。

コミュニケーション、生活習慣の相違、文化的背景、合法的な滞在を目的とした婚姻関係等に伴うトラブルから、外国につながる女性へのDV被害等が発生しています。妊娠・出産の可能性があることから、男性に比べて就労機会が制限されることや、文化の違い等によって生活の中で不安や困難を経験することも考えられるため、それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。

(7) 性の尊重と生涯を通じた健康支援

主な取り組み

- ・人間尊重、男女平等の精神に基づき、性を人権としてとらえる意識づくりに努め、学校や地域において性に関する学習の機会の充実を図るとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※11}の理念に関する知識の普及に努めます。
- ・ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり）を踏まえた健康支援や知識の普及啓発に努めます。

すべての人の人権を尊重するためには、人間の尊厳にかかわる性の尊重が必要です。また、誰もが主体的に行動し、生涯を通じて自立した生活を送るためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、その健康状態に応じて適切に健康管理を行うことができるよう、健康教育、普及啓発、検診・健診体制が必要です。

特に、女性は、女性ホルモンの状況がライフステージごとに劇的に変化するという特性があり、男性とは異なる健康上の問題に直面します。そこで、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等の人生の各段階を健康的に過ごすための取り組みが必要です。

※11 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：女性の人権の重要な一つとして認識される、性と生殖に関する健康と権利。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

6 同和問題

本市では、同和問題に対する偏見や差別をなくすために、正しい理解と認識を深め、人権意識の向上を図る啓発活動を行っています。教育委員会においては、「かながわ人権施策推進指針」に基づき、学校教育や社会教育において、人権教育を推進しています。

(1) 同和問題の正しい理解の普及

主な取り組み

- ・同和問題を正しく理解する取り組みを推進します。
- ・地域、学校教育（児童・生徒、教職員）、行政職員、企業等、あらゆる場で人権教育や人権啓発を推進します。

同和問題が日本の歴史的な経緯によって作られた差別であることを理解し、いわれなき差別の実情と課題について、すべての人が理解をするための取り組みが必要です。同和問題についての歴史的な偏見に加え、近年はインターネット等で、さまざまな情報が飛び交います。誤った情報による偏見や差別が起きないように、正しい知識、理解に基づいた人権教育・人権啓発が必要です。

(2) 「えせ同和行為」への対応

主な取り組み

- ・「えせ同和行為」に対して毅然と対応する体制を整え、企業等にも同様の対応をするよう働きかけます。

「えせ同和行為」とは、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で難癖を付けて高額の書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為を指します。

「えせ同和行為」は、同和問題によって差別的な地位に置かれてきた人々に対する誤った意識を植えつける大きな原因であり、このような「えせ同和行為」に対し、毅然と対応し、その排除を推進することが必要です。

(3) 人権相談機関の充実

主な取り組み

- ・ 関係機関と連携し、総合的な人権相談に対応できる体制を充実させます。

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対応する総合的な相談機関が求められています。当事者が孤立しないよう配慮することや、同和問題が他の人権問題ともあいまって、複合的な差別問題となっている点についても、十分な対策が図られることが重要です。

コラム

同和問題について

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度や社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、様々なかたちで現れているわが国固有の重大な人権問題です。現在もなお、同和地区の出身という理由で様々な差別を受け、基本的人権を侵害されている人々がいます。

国の調査によれば、実態としてインターネット上での誹謗中傷等の差別表現や、結婚・交際の場面における差別が発生していること、正しい理解が進む一方で偏見・差別意識が依然として残っていることなどが明らかとなっています。

このような差別をなくすためには、私たち一人一人が、まず同和問題を理解し、差別について知るとともに、差別をしたり、見逃したりすることのないよう行動していくことが大切です。

7 貧困等にかかる人権課題

少子高齢化や情報化社会の進展、雇用・就業構造の変化等による経済的格差の拡大を背景に、家族の状況や病気、失業等により生活上の困難に陥る人たちは増加しています。加えて、周囲から認識されにくい、見えない貧困にも目を向ける必要があります。

本市は、平成27（2015）年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者一人ひとりが抱える問題を整理し、解決策を一緒に考え、自立を手助けする自立相談支援窓口を設置し、支援の拡充、庁内体制の強化を行っています。また、平成26（2014）年8月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、こどもの貧困に対する具体的な対策を進めています。

（1）生活困窮者への総合的な支援

主な取り組み

- ・生活困窮者の自立相談支援充実のために、庁内の連携体制を強化するとともに、民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会、社会福祉法人などの地域の団体等との連携を深めて早期の支援に努めます。

さまざまな事情により就労が困難な方や、社会情勢の影響を受けやすい非正規労働者、地域コミュニティから孤立している外国につながる方等、生活上の困難に直面している人々が安心して暮らせるよう、地域でのつながりを深め、支援につなげていくことが必要です。

（2）こどもの貧困対策【再掲】

主な取り組み

- ・こどもの貧困対策に関する支援の拡充、庁内体制の強化を行います。

こどもたちの未来や可能性はこども自身の責任によるものではないことから、生まれ育った環境等によって損なわれてしまうようなことは、決してあってはなりません。すべてのこどもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、こどもの貧困対策に総合的に取り組むことが求められています。

(3) ホームレスの人権擁護

主な取り組み

- ・ホームレスの自立支援のために、ホームレスの実情の把握に努めます。
- ・ホームレスの自立支援に向けた取り組みを充実させるために、県をはじめ、NPO等の民間団体との連携を図り、雇用、住宅、福祉、医療等を総合的に支援します。

ホームレスに対する犯罪や差別等が生じています。ホームレスに対する正しい理解を広め、差別等が行われないようにすることが必要です。

コラム

世界人権宣言について

第1条

「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」(外務省仮訳文より)

世界人権宣言とは、基本的人権尊重の原則を定めたもので、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたったものです。

昭和23(1948)年12月10日の国連総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、昭和25(1950)年の国連総会において、この12月10日を「人権デー」とすることが定められました。国では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24(1949)年から、この12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、毎年、人権啓発活動を展開しています。

8 保健・医療にかかる人権課題

H I V感染者やエイズ発症者、ハンセン病元患者、難病患者、感染症患者のほか、保健・医療サービスを受けるすべての人々に対する偏見や差別など、権利侵害をなくすことが重要です。

(1) 感染症などについての正しい知識・理解の普及

主な取り組み

- ・疾病やワクチン接種等についての正しい知識・情報に基づき、理解を普及させます。特にハンセン病患者については、歴史的な経緯を理解し、その反省に立った人権施策を促します。

H I V感染症やハンセン病に加え、近年では、新型コロナウイルス感染症等の感染症やワクチン接種に関する偏見や差別があります。感染症等にかかった患者やその家族、治療に当たっている医療従事者、また、ワクチン接種の有無に関わらず誰もが、偏見や差別で苦しむことのないよう、正しい知識と理解の普及が必要です。

(2) 保健・医療サービス等の充実

主な取り組み

- ・保健・医療等のサービスについて積極的に周知するとともに、ワクチン接種に関する相談・対応に努めます。

H I V感染者やエイズ発症者、ハンセン病患者、難病患者等やその家族等が孤立しないように配慮すること、および、保健・福祉・医療等のサービスの充実、検査・相談体制の拡充が必要です。感染症等に関する偏見、差別等については、被害にあった方々の人権相談等を行うための体制等が整備されています。

(3) 保健・医療における人権擁護

主な取り組み

- ・患者の権利を尊重した保健・医療サービスが提供されるためのさまざまな取り組みを促します。また、保健・医療サービスに携わる人々へ、患者の人権向上に向けた取り組みも併せて促します。

患者の権利を尊重した保健・医療サービスが提供されるための、さまざまな取り組み（インフォームド・コンセント^{※12}、セカンド・オピニオン^{※13}、保健・医療分野における苦情・紛争解決機関等）が必要です。

コラム

人権擁護委員について

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々です。

人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例を見ない制度として発足しました。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、全国の各市町村に配置されて、積極的な人権擁護活動を行っています。

※12 インフォームド・コンセント：患者が医療行為等を受ける場において、治療や実験等の内容についてよく説明を受け理解した上でそれに同意することです。

※13 セカンド・オピニオン：患者が医療行為等を受けるときに、主治医以外の他の医師に専門家としての意見を求めることです。両者はいずれも、患者の自己決定を支援する取り組みと言えます。

9 インターネットにかかる人権課題

加速度的なインターネットの普及によるスマートフォン、タブレットを用いたSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の利用が生活に定着し、利便性が向上した一方で、SNS上の誹謗中傷や差別的な表現、個人情報・プライバシーの無断公開、虚偽の情報（フェイクニュース）の拡散など、深刻な人権課題が浮き彫りとなっています。こうした情報は瞬時に広がり、一度公開されると完全に消去することが困難で、社会的評価の低下や精神的苦痛など重大な損害につながることも少なくありません。また、未成年者のネットいじめや自画撮り被害、性的被害等に巻き込まれる事例も増加しており、子どもを守る観点からも大きな課題となっています。

こうした人権侵害を防ぐためには、個々の利用者がインターネットの利便性と危険性を正しく理解し、人権を尊重する意識が不可欠であることから、適切な利用等に関する教育や啓発に取り組んでいくことが必要です。また、被害に遭った場合は、一人で悩まず相談できるように、法務局や警察などの専門の相談窓口の周知に取り組んでいくことも必要です。

また、メディアによる人権侵害として、無責任な報道やプライバシーの侵害等、人権尊重の観点が必ずしも十分に考慮されていない場合がみられます。表現の自由と人権保護のバランスや、多様な価値観への配慮、人権意識の向上が求められています。

(1) メディア、インターネット等による人権侵害の防止

主な取り組み

- ・メディア、インターネット等による人権侵害が起こらないよう正しい利用方法等の啓発に努めます。
- ・学校等でインターネットのルールやマナー、情報モラル等について学ぶ機会を設けます。

メディア、インターネット等による人権侵害が起こらないような対策の充実、情報モラルの啓発・推進が必要です。また、インターネット上でも「相手を思いやること」や「自分の身は自分で守ること」が不可欠であることについての教育が必要です。あわせて、家庭や地域等においても、日常生活の中でこうした意識を共有していくことが重要です。

(2) 相談体制の整備

主な取り組み

- ・メディア、インターネット等による人権侵害に対する相談体制を整備します。

メディア、インターネット等による人権侵害に対し、被害を受けた方が一人で悩まずに適切な窓口相談できる体制を整備すること、及び、県の相談窓口や国の通報窓口などを分かりやすく案内することが必要です。

(3) 個人情報保護に向けた取り組み

主な取り組み

- ・個人情報保護の重要性を周知し、個人情報の適正な取扱いに努めます。

個人のプライバシー保護についての関心が高まる中、「個人情報保護法」に基づき、個人の権利利益の保護について、さまざまな取り組みがなされています。個人情報と人権との深い関わりがあることを周知し、個人情報のさらなる適正な取扱いに努めます。



10 性的マイノリティの人権課題

性的マイノリティとは、性的指向や性自認などの多様な性のあり方において、少数の立場とされる方々のことを言います。

「LGBTQ^{※14}」や「SOGI^{※15}」、「SOGIE^{※16}」という言葉が広く知られるようになり、多様な性のあり方についての認識や社会的理解は徐々に広がりつつありますが、依然として性に関する固定概念は社会に根強く残り、性的マイノリティの方々の中には偏見や無理解による差別や不平等にさらされ、生きづらさを感じたり、孤立感や将来への不安を抱えたりする方がいます。

本市では令和3（2021）年に、法律上の婚姻をすることが難しい2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓する「大和市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

国においては、令和5（2023）年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行され、性的マイノリティに関する多様性理解の促進と支援を行う地方公共団体の役割が明確化されました。

多様な性のあり方については、正しい知識の習得や理解を深める教育、啓発活動の推進が求められています。また、性的指向や性自認に違和感があったり、悩んだりする方が孤立することなく安心して暮らしていくための相談体制を整備することも必要です。

（1）多様な性のあり方を尊重する人権意識の啓発

主な取り組み

- ・さまざまな違いも個性と考え、認め合うことの必要性を積極的に発信し、性的マイノリティへの理解を促進するための人権意識の啓発に努めます。
- ・市民や職員向けの研修を実施するとともに、児童・生徒に対して多様な性の尊重に向けた人権教育を推進します。

性は、男と女の二つに分けられるものでなく、多様なものです。しかし、「男らしさ」「女らしさ」といった固定概念を押し付けられたり、性的指向を隠さないと生活しにくいといったことも見られます。すべての人が、ありのままの自分の性で生きられる、暮らしやすい環境づくりが必要です。

(2) 相談体制の整備や制度面での支援

主な取り組み

- ・関係団体と連携しながら、性的マイノリティの人やその家族等が抱える悩みを相談できる窓口を周知します。

性的マイノリティの方々のなかには、「男らしさ」や「女らしさ」等の無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）によって、心理的な負担を抱えている人が少なくありません。

性的マイノリティの方やその家族等が抱える悩みを相談できる窓口の周知が必要です。

コラム

アンコンシャス・バイアス

アンコンシャス・バイアスとは、「無意識のうちにもってしまう思い込みや偏見」のことで、知らず知らずのうちに相手を傷つける原因にもなります。悪気のない言葉の中にも潜んでおり、日常のあらゆる場面に存在します。

アンコンシャス・バイアスは、自分ではそれに気づきにくいので、「自分の中にもある」と理解したうえで、何気ない一言や行動を振り返り、「もし自分が言われたら、どう感じるだろう」と考えることが大切です。私たち一人ひとりが小さな気づきを重ねることが、差別のないまちづくりにつながります。

※14 **LGBTQ**：性的マイノリティの方を示す言葉の一つ。

L（レズビアン 同性に惹かれる女性）

G（ゲイ 同性に惹かれる男性）

B（バイセクシャル 両性に惹かれる人）

T（トランスジェンダー 出生時に割り当てられた性別と性自認に違和感がある人）

Q（クエスチョニング 性のあり方が定まっていない人又は定めていない人）

※15 **SOGI**：性的指向を示す「Sexual Orientation」と性自認を示す「Gender Identity」の頭文字をとった略称。

※16 **SOGIE**：SOGIに性表現を示すE（Gender Expression）を含めたもの。

1 | 自殺をめぐる人権課題

自殺は、社会全体で取り組むべき重大な問題です。特に、小中高生の自殺者数は増加傾向にあり、深刻な状況です。自殺は単一の要因によって生じるものではなく、さまざまな要因が複雑に関わっていることから、幅広い分野の施策、人々、組織が密接に連携して取り組んでいくことが必要です。

本市においても、残念なことに、毎年、大切ないのちを自ら絶たれている方がいるという現実があります。本市では、この事態を大きな問題として捉え、「やまと自殺総合対策計画」を策定し、庁内関係課が横断的な連携を図りながら、相談支援や啓発活動などに取り組み、自殺で亡くられる方が減少することを目指し取り組んでいます。

(1) 自殺防止に関する相談・支援体制の構築

主な取り組み

- ・福祉事務所所属部署で構成する、随時カンファレンスを活用することで、いのちを自ら絶とうとしたことがある方々への支援について、庁内横断的な支援体制を構築します。
- ・大和市民自殺防止相談電話の設置や、自殺に傾く人のサインに気づき、つなぎ、見守る役割を担う『ゲートキーパー』の養成を行います。

「自殺はその多くが追い込まれた末の死である」一方、「自殺は、その多くが社会的な取り組みで防ぐことのできる問題」であり、「自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い」ということを基本認識として、さまざまな分野の関係機関が連携して取り組むことを重視し、対策を推進します。

(2) 自殺防止に関する啓発の推進

主な取り組み

- ・自殺予防週間における啓発キャンペーンや、自殺予防に関する知識を普及するための講演会、自殺対策強化月間にあわせた普及啓発キャンペーンなど、多様な啓発活動を実施します。

自殺は、社会的孤立や経済的困難、心身の不調など、多様で複雑な要因が背景に存在します。一人ひとりが自殺の問題を自らの地域や生活に関わるものとして理解し、命を尊重する意識を広げていくことが重要です。

(3) 命を大切にする心を育む教育の推進

主な取り組み

- ・教科の学習やさまざまな活動により、生命の尊さを学ぶ機会を設けます。

命を大切にする心を育むためには、命の価値を体験的に学び、尊重する姿勢を育むとともに、こどもたちが共に考え、話し合う機会を持つことが大切です。

コラム

9月10日は世界自殺予防デー

9月10日は世界自殺予防デーです。平成15(2003)年に世界保健機関と国際自殺予防学会が共同で開催した世界自殺防止会議(スウェーデン・ストックホルム)の初日を最初の世界自殺予防デーとして、世界的に自殺対策に取り組む責任があると決意表明(宣言)された日です。

日本では、自殺対策基本法に基づき、毎年9月10日から16日を「自殺予防週間」、毎年3月を「自殺対策強化月間」と定めて、国、地方公共団体、関係団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進しています

1 2 災害発生時の人権課題

平成23(2011)年に発生した東日本大震災及びこれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、多くの方々が避難生活を強いられ、さまざまな事情を持つ被害者への支援や配慮など、災害発生時の人権に係る課題が改めて認識されることになりました。その後も、平成28(2016)年4月に熊本地震が、令和6(2024)年1月には能登半島地震が発生しており、南海トラフ地震や首都直下地震等の発生も想定されています。また、大雨や強風などの気象現象により発生する災害も、近年全国的に頻発しています。

本市は、地域防災計画を策定し、地震や風水害等の災害対策に関し、市及び関係機関が対応すべき業務について、総合的な指針を定めています。

この中で、高齢者、障がい者、傷病者、難病患者、妊産婦、乳幼児及び外国人等の要配慮者は、特段の対策が必要とされています。また、プライバシーの確保や、被災時の男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点にも十分に配慮するよう努めるとされています。

今後、大規模災害が発生する可能性があることを見据え、災害発生時においても人権が守られるよう、災害に強いまちづくりを推進します。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成・活用

主な取り組み

- ・避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護する上で必要な措置を実施するために、避難行動要支援者名簿を作成し、更新、取扱い等についてルールを定め、個人情報の保護、保管に十分注意を図ります。
- ・災害時には避難行動要支援者名簿等を活用して、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、避難に関する情報の伝達を行います。

避難行動要支援者支援制度は、災害時に自力での避難が難しい人を地域で支えるための取り組みです。個人情報の提供に同意した人の氏名や住所などをまとめた名簿を市が作成し、地域の避難支援者に提供することで、隣近所が助け合う速やかな避難につながります。

(2) 要配慮者、避難行動要支援者支援体制の整備

主な取り組み

- ・要配慮者の生活の確保及び治療体制の確保等、県保健福祉事務所等と調整を行い、災害時における支援体制の整備に努めます。
- ・防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、市ホームページ、FMやまと、市公式LINE、ファクシミリ、手話通訳、外国語通訳など、避難行動要支援者に合わせた伝達手段の確保に努めます。
- ・人工透析者や分娩を必要とする者、難病患者などへの医療情報を提供します。

要配慮者は、災害発生時の情報把握、避難、生活手段の確保などが行いにくく、また、災害発生から復興までの間、社会的な支援やこれまで利用していたサービスが限定されてしまうおそれがあるため、個々の状況に合わせた「事前の準備」を十分に行うことが重要です。

(3) 外国につながる方に対する防災対策【再掲】

主な取り組み

- ・外国につながる方が災害時の混乱下においても安心して行動できるよう、公益財団法人大和市国際化協会と連携し、「災害多言語支援センター」の設置や運営訓練、外国につながる方を含めた防災訓練等を行い、日ごろから災害に備えます。
- ・リーフレットや広域避難場所等の災害に関する表示板について、多言語や、「やさしい日本語」による、わかりやすい情報提供の充実に努めます。

外国につながる方は、言語や文化、生活習慣の違い、さらには、災害や避難に関する知識や経験、地域社会とのつながりの不足といった背景から、災害時に適切な情報の入手や避難行動が困難となる場合や、周囲の理解が得られずに孤立する場合が想定されます。日ごろから、外国につながる方とともに、災害に対する備えを進めておくことが必要です。

(4) 要配慮者等に配慮した避難所の利用・生活支援

主な取り組み

- ・被災者が生活する避難所の運営にあたっては、集団生活に配慮の必要な高齢の方や障がいのある方等が安心して生活できるよう体制整備に努めます。
- ・避難生活施設での集団生活が困難な方については、個々の状況に応じて福祉避難所や協定を締結している特別養護老人ホーム、障がい者支援施設などの利用ができるように努めます。
- ・自力での移動が困難な方には、関係機関の協力を得ながら、福祉避難所などへの移送を行います。

高齢の方や障がいのある方等は、避難所で生活を送る際に、さまざまな困難が生じる可能性があります。そのため、平常時から要配慮者の視点を踏まえ、要配慮者が安心して避難生活を送れる環境づくりを進めていく必要があります。

(5) 性別に配慮した避難所運営

主な取り組み

- ・性別に配慮した避難所運営を行うため、性別によるニーズの違い等にも十分配慮します。
- ・プライバシーに配慮し、授乳室、男女別更衣室、物干し場などの設置に努めます。
- ・性犯罪や配偶者暴力等を防ぐため、女性相談窓口を設け、女性相談員の配置や巡回を実施します。

過去の災害では、避難所が男性中心の運営体制となっていたことで、女性のニーズが十分に考慮されず、授乳スペースの不足、男女別トイレ・更衣室の不備など、プライバシーや健康管理などへの配慮が不十分になってしまったことがありました。このような問題を解決するためには、防災分野における女性の参画を推進し、男女双方のニーズに対応した防災体制を構築することが不可欠です。

13 さまざまな人権課題

■ ハラスメント ■

ハラスメントとは、それを行った本人の意図にかかわらず、相手の人格や尊厳を傷つける言動により、相手に精神的な苦痛や身体的な危害を与えることで、職場などあらゆる場面で発生し得るものです。ハラスメントによって、被害者は心身に深刻なダメージを受け、人生を大きく狂わせてしまいかねません。

ハラスメントの種類は多岐にわたり、広く知られているものとして、性的な内容の発言および性的な行動による「セクシュアルハラスメント」、優越的な関係に基づく「パワーハラスメント」、妊娠や出産等を理由とした不利益な取り扱いを指す「マタニティハラスメント」、顧客等が行う、社会通念上許容される範囲を超えた言動により、労働者の就業環境を害する「カスタマーハラスメント」などが挙げられます。ハラスメントの被害者が、一人で抱え込まず、早めに相談できるよう、専門の相談機関等の周知啓発が大切です。

ハラスメントの要因は、無意識、理解不足なケースも含め多岐にわたることから、ハラスメントのない社会を実現するためには、人権教育や啓発とともに、個人、組織、社会全体で持続的な努力をしていくことが必要です。

(1) ハラスメントに関する啓発と教育の推進

主な取り組み

- ・ハラスメントについての啓発活動や人権教育を推進し、一人ひとりのハラスメントを防止する意識の向上を図ります。

(2) ハラスメント被害者に対する相談窓口の設置

主な取り組み

- ・人権擁護委員による相談窓口を設置するほか、被害者の状況に応じて、関係機関と連携して相談・対応に努めます。

■ひきこもりや孤独・孤立■

ひきこもりとは、長期間、他者や社会と接触しないで生活する状態を表す概念です。当事者の中には、家庭等に長期間とどまり続け、社会から孤立し、孤独を深めている方がいます。背景には対人関係や就労困難、生活困窮など複数の要因があり、本人を取り巻く状況や支援の在り方についても人それぞれです。そのため、ひきこもりの状態にある人やその家族等にとって、周囲の理解がとても大切であり、当事者やその家族等が望まない孤独や孤立を伴うことがないように、誤解や偏見のない地域社会を築いていくことが重要です。

本市は、ひきこもりの状態にある人を「こもりびと」と称し、一人ひとりの状況や本人とその家族等の気持ちに寄り添って必要な支援を行っていくため、「大和市こもりびと支援条例」を制定しています。

また、現代社会では、単身世帯の増加や働き方の多様化により、人とのつながりが希薄化し、誰もが孤独・孤立の問題に直面しやすい状況になっています。「人間関係の貧困」とも言える孤独・孤立の状態に陥ることにより、心身に有害な影響を及ぼすことも懸念されます。

孤独・孤立は、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものであるため、個人の問題と捉えず、社会の理解促進や相談しやすい環境づくりが求められています。

(1) こもりびとやその家族の相談・支援体制の充実

主な取り組み

- ・こもりびと当事者やその家族の相談・支援体制を充実させます。こもりびと当事者やその家族が安心して参加できる居場所の充実に努めます。

(2) 孤独・孤立に関する取り組みの推進

主な取り組み

- ・孤独・孤立の対策の視点を市の施策に取り入れるよう努めます。

■犯罪にかかると人権課題■

犯罪は、さまざまな人権課題を生じさせる深刻な行為であり、その影響は事件による直接的な被害にとどまらず、多岐に及びます。

(1) 犯罪被害者やその家族の相談・支援体制の充実

主な取り組み

- ・犯罪被害者等の相談・支援体制を充実させ、必要な際には、民間支援団体等の関係団体につなげます。
- ・犯罪等に起因して日常生活に支障が生じている犯罪被害者等が日常生活、又は社会生活を円滑に営むことができるよう、支援します。

ある日突然、犯罪等に巻き込まれた犯罪被害者やその家族は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負うといった、犯罪等による直接的な被害だけでなく、マスメディアによる行き過ぎた取材や報道、SNSでの誹謗中傷、プライバシーの侵害などにより、人権が侵されることがあり、二次的な被害にも苦しんでいます。

また、犯罪捜査や裁判の過程での精神的な苦痛もあると言われます。このような犯罪被害者の人権侵害に配慮し、犯罪被害者やその家族に対する相談・支援体制を充実させることが必要です。

本市では、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的として、令和7(2025)年4月に「大和市犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

本条例に基づき、本市では、犯罪被害に遭ったことで生じる経済的負担の軽減、各種専門相談の実施や日常生活支援などを実施しています。

私たちは、誰もが犯罪被害者となる可能性があります。被害者の身近にいて、いつでも支援することのできる周囲の人々の適切な対応が被害者の回復の一助となります。一人ひとりが、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう、被害者等の立場に立って考え、支援することが大切です。

(2) 刑を終えて出所した人やその家族の人権への配慮

主な取り組み

- ・更生者の社会復帰に際して、本人や家族が就職や地域生活等で人権侵害を受けることがないように十分な配慮を促します。

刑を終えて出所した人やその家族については、就職差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、極めて厳しい現状があります。刑を終えて出所した人たちが、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域の理解と協力が必要です。

■拉致問題■

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権の侵害であるとともに重大な人権侵害です。地域で暮らす在日韓国・朝鮮人の方々の人権にも配慮をしながら、拉致問題の一日も早い解決に向けて啓発活動などを行います。

(1) 拉致問題についての啓発の推進

主な取り組み

- ・拉致問題への関心、理解を深めてもらうため、国、県、市町村、関係団体とも連携しながら啓発活動などを推進します。

■ヘイトスピーチ■

本市には、多くの外国につながる方が生活しており、生活習慣や文化、宗教の相違がある場合も多く、こうしたことが外国につながる方への偏見や差別につながることもあります。

このような中、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチが大きな社会問題となっています。一人ひとりの人権を脅かすようなことが起こる背景として、経済のグローバル化、社会経済システムの大きな変化、地域社会における人間関係の希薄化といった要因があるとも言われています。

すべての人が自他の人権を尊重し、ともに生き、支え合う「わがまち大和」の実現を目指す上で、人権が侵害されるようなヘイトスピーチはあってはなりません。

(1) ヘイトスピーチに関する啓発の推進

主な取り組み

- ・一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人等を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチはあってはならないものであるという啓発活動などを推進します。

資料

<人権教育及び人権啓発の推進に関する法律>

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神のかん涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

＜大和市人権指針改定検討委員会設置要綱＞

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市人権指針（以下「指針」という。）の改定について検討を行うため、大和市人権指針改定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、指針の改定について必要な事項を調査検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(委員)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者のうちから市長が指名する9人以内の委員をもって組織する。

- (1) 人権問題について知識及び経験を有する者
- (2) 人権問題に関する機関または団体の代表者
- (3) 市長が行う公募に応じた市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 検討委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、会務を掌理し、検討委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から指針の改定が完了する日までの期間とする。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開とする。ただし、会議において、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）第7条各号に該当するおそれがあると認める情報に関して調査検討するときは、その会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、人権問題主管課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、委員の任期が満了した日限り、その効力を失う。

<大和市人権指針改定検討委員会 委員名簿>

(敬称略、50音順)

	役職	氏名	選出区分
1	会長	こが かずこ 古賀 和子	<(1) 人権問題について知識及び経験を有する者> 大和市人権擁護委員会会長
2	副会長	こやた みちお 古谷田 紀夫	<(2) 人権問題に関する機関または団体の代表者> 社会福祉法人プレマ会理事長
3	委員	さとう みちたか 佐藤 倫孝	<(2) 人権問題に関する機関または団体の代表者> 大和市障害者自立支援センター長
4	〃	たかはし たちみ 高橋 多千美	<(2) 人権問題に関する機関または団体の代表者> 大和市男女共同参画懇話会座長
5	〃	ながい けいこ 永井 圭子	<(2) 人権問題に関する機関または団体の代表者> 特定非営利活動法人 ワークーズ・コレクティブチャイルドケア理事長
6	〃	ながさわ まきと 長沢 牧人	<(3) 市長が行う公募に応じた市民> 公募による市民
7	〃	ほしの しんじ 星野 慎二	<(2) 人権問題に関する機関または団体の代表者> 特定非営利活動法人 SHIP 代表

<大和市人権指針改定検討委員会の開催経過>

	開催日	議 題 等
第1回	令和7年 (2025年) 6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長の選出 ・大和市人権指針改定スケジュール説明 ・大和市人権指針改定についての意見交換 「子どもの人権課題」 「高齢の方の人権課題」
第2回	8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・大和市人権指針改定についての意見交換 「障がいのある方の人権課題」 「外国につながる方の人権課題」 「男女共同参画にかかると人権課題」 「貧困等にかかると人権課題」 「保健・医療にかかると人権課題」 「インターネットにかかると人権課題」
第3回	9月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・大和市人権指針改定についての意見交換 「自殺をめぐる人権課題」 「災害発生時の人権課題」 「様々な人権課題」 その他全体
	12月1日～ 令和8年(2026年) 1月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・大和市人権指針 令和8年改定版 施行

<大和市人権施策推進会議設置要領>

(目的)

第1条 市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、市政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、大和市人権政策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人権施策に係る基本的な方針の策定・推進に関すること。
- (2) 人権施策の企画・調整に関すること。
- (3) その他、人権施策に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、人権施策を所管する部長とする。
- 3 副会長は、教育委員会指導室長とする。
- 4 委員は、別表1に掲げる職の者を充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、人権施策主管課が行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領の制定に伴い「大和市人権施策推進会議設置要綱」は廃止する。

この要領は、平成18年7月27日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

1	広報課長	(広報事業を所管)
2	総合政策課長	(企画・総合計画を所管)
3	人財課長	(職員研修を所管)
4	国際・市民共生課長	(人権問題・国際化・男女共同参画を所管)
5	図書・学び交流課長	(同和問題・人権問題を所管)
6	福祉総務課長	(福祉全般を所管)
7	人生100年推進課長	(高齢者福祉・介護福祉を所管)
8	障がい福祉課長	(障がい福祉を所管)
9	こども総務課長	(児童福祉を所管)
10	こども青少年みらい課長	(青少年育成を所管)
11	教育委員会 青少年相談室長	(青少年育成を所管)

◎ 秘書総務課課長

オブザーバー参加

大和市人権指針

令和8年4月改定

編集・発行 大和市 市民経済・にぎわい創出部 国際・市民共生課

〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号

電話：046-260-5175

URL：<https://www.city.yamato.lg.jp>